

大学図書館と著作権

—大学図書館職員が知っておきたい著作権—



福山平成大学

尾崎史郎

1. 著作者の権利

(1) 著作物とは

著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したものであって、
文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」

注：「創作的」といっても作成者の個性が現れていれば足りる
「文芸・・・」といっても芸術的・学術的価値は要求されない
単なるデータや事実、アイデア、学説は著作物ではない
(データを加工した図表、アイデアを解説した文書は著作物になり得る)

著作物の例

- 言語の著作物(講演、論文、小説、脚本、詩歌、俳句等)
- 音楽の著作物(楽曲、歌詞)、 ●舞踊の著作物(振り付け)
- 美術の著作物(絵画、版画、彫刻、漫画、書、舞台装置等)
- 建築の著作物(芸術的な建築物)、 ●地図・図形の著作物
- 映画の著作物、 ●写真の著作物、 ●プログラムの著作物
- 編集著作物、データベースの著作物、 ●二次的著作物

(2) 著作者

著作者とは「著作物を創作する者」

○ 思想・感情を創作的に表現したと評価し得る行為を行った者が著作者(資金、アイデア、資料等の提供を行ったのみで創作的に表現したと評価できない者は著作者ではない)

なお、著作物の提供・提示の際に実名や周知の変名が著作者名として表示されていれば、その者を著作者と推定

○ 次の全要件を全て満たせば法人が著作者となる(法人著作)

① 法人等の発意に基づく

② 法人等の業務に従事する者が作成する

③ 職務上作成する

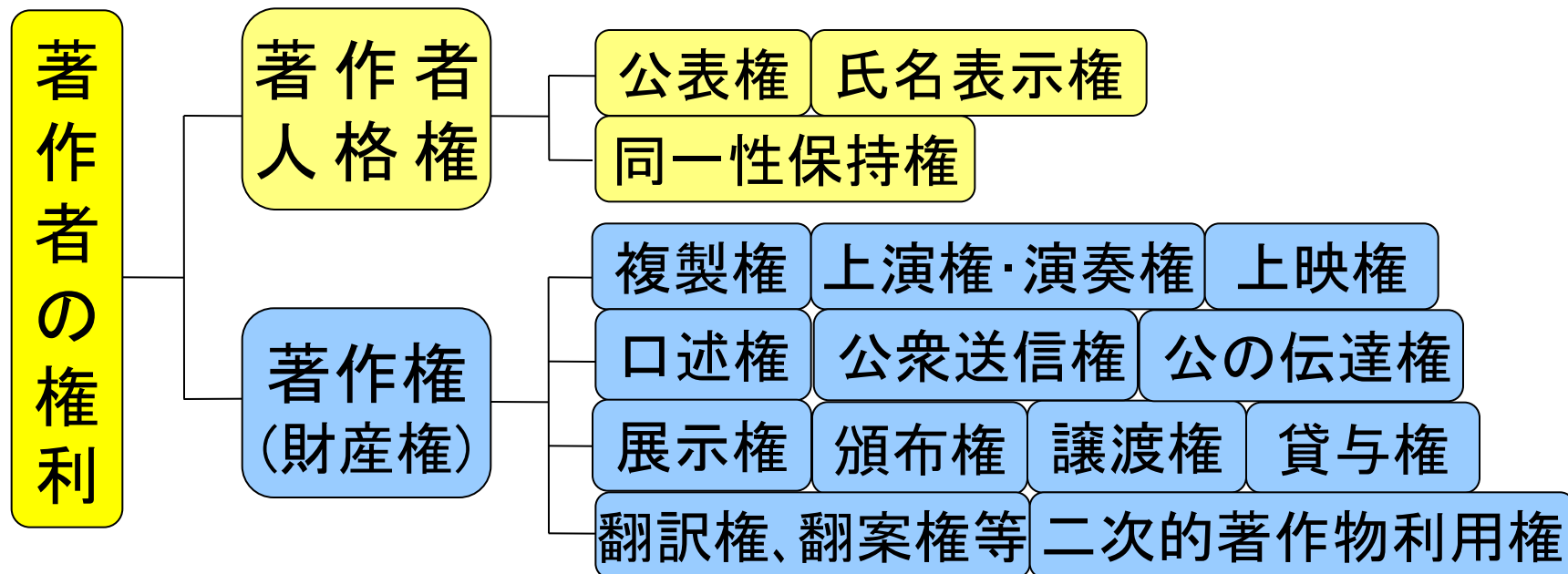
④ 公表するときは法人等の著作名義で公表される

⑤ 契約や就業規則に従業員を著作者とする定めがない

(プログラムの場合は④の要件は不要)

(3) 著作者の権利の内容

- 著作者は、著作者人格権と著作権(財産権)を有する
- これらの権利は、著作物を創作した時点で自動的に発生(無方式主義)
- 著作権(財産権)は譲渡できるが著作者人格権は譲渡できない



著作者人格権

- **公表権**: 未公表の著作物を公表するかどうかを決定できる権利
 - **氏名表示権**: 著作物を公表する際に、著作者名を表示するか否か、表示するとすればどのような著作者名にするかを決定できる権利
 - **同一性保持権**: 著作物の内容や題号を著作者の意に反して改変されない権利
- 注: やむを得ない場合は改変できるとの規定はあるが、判断は厳しい(論文の送り仮名の変更や読点の削除を同一性保持権の侵害とした判決がある)

著作権(財産権)

○複製権: 著作物を複製する権利

注: 複製とは有形的に再製すること(ディスク等への蓄積も複製)
元の著作物に依拠し、実質的に類似していれば複製

○上演権・演奏権、上映権、口述権: 著作物を公衆(不特定又は特定多数の者)に直接見せ・聞かせることを目的として上演、演奏、上映、口述する権利

注: 録音・録画物の再生を含む
非営利・無料・無報酬の上演・演奏・上映・口述は許諾不要

○展示権: 美術の著作物・未発行の写真の著作物を原作品により公衆に見せることを目的として展示する権利

○公衆送信権：著作物を公衆送信する権利

注：公衆送信とは、公衆（不特定又は特定多数）向けに送信すること（放送、有線放送、自動公衆送信（アクセスに応じて自動的に送信すること）など）

同一構内のプログラム以外の送信は、公衆送信ではない

送信可能化（自動公衆送信し得るようにすること）も公衆送信権に含まれる

○公の伝達権：公衆送信される著作物を受信装置を用いて公衆に伝達する権利

○譲渡権、貸与権、頒布権：著作物の複製物を公衆に譲渡・貸与する権利

注：映画の著作物を除き、適法に譲渡されたものの再譲渡は自由

○翻訳権・翻案権等、二次的著作物利用権：翻訳、翻案等により二次的著作物を作成する権利及び二次的著作物を利用する権利

(4) 保護期間

著作者人格権

一身専属の権利であり、著作者が死亡すれば権利も消滅する

注：著作者の死後も原則として、著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない(第60条)

著作権 (財産権)

著作物の創作時から始まり、著作者の死後50年までが原則

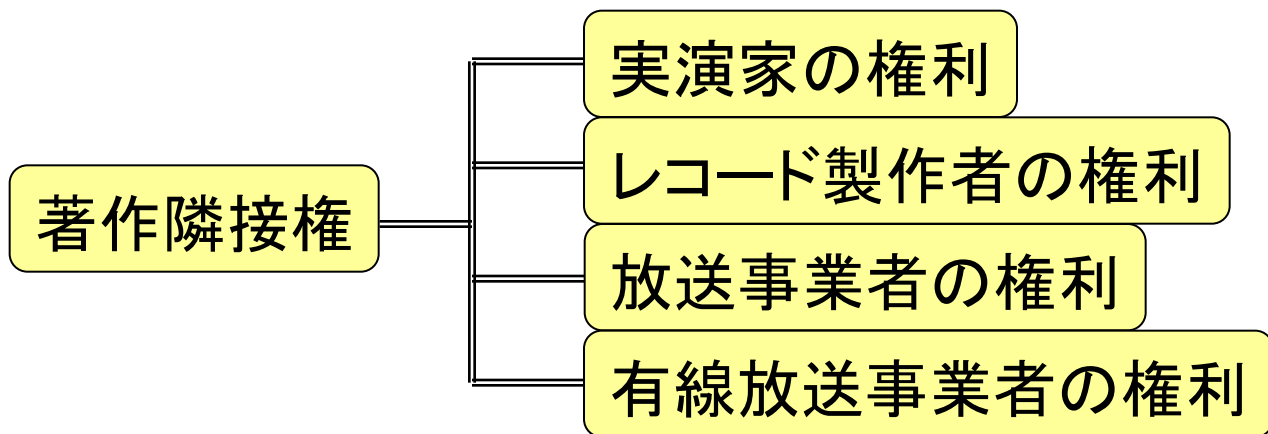
(例外) 無名・変名の著作物	公表後50年
団体名義の著作物	公表後50年
映画の著作物	公表後70年
(旧法、条約等の特例もある)	

注：保護期間の終期は、翌年の1月1日から起算(暦年主義)

例：2000年に死亡した者の著作物は、2050年12月31日まで保護

2. 著作隣接権

著作隣接権：著作物を公衆に伝達する者（実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者）に与えられる権利（著作権同様、無方式主義）



○実演：著作物等を演じること

○実演家：俳優、歌手、演奏家等実演を行う者及び実演を指揮・演出する者

○レコード：音を固定したもの

○レコード製作者：音を最初に固定した者

実演家等の権利の内容

実演家	実演家人格権	氏名表示権、同一性保持権
	著作隣接権	録音権・録画権、放送権・有線放送権 送信可能化権、譲渡権、貸与権 (再送信報酬請求権、二次使用料請求権、貸与報酬請求権)
レコード製作者	著作隣接権	複製権、送信可能化権 譲渡権、貸与権 (二次使用料請求権、貸与報酬請求権)
放送事業者・ 有線放送事業者	著作隣接権	複製権、(再)放送権、(再)有線放送権、 送信可能化権、テレビジョン放送伝達権

保護期間 実演、放送、有線放送：行ったときから50年
(実演家人格権は、著作者人格権同様、一身専属)
レコード：発行後50年(未発行は固定後50年)

3. 権利制限

(1) 図書館関係

○図書館等における複製(第31条第1項)

公共図書館などでのコピーサービス、保存のための複製等を認めるもの

【条件】

- ①政令で定める図書館であること
- ②営利を目的としない事業であること
- ③複製主体は図書館であること
- ④その図書館の資料を用いて複製すること
- ⑤次の各号のいずれかに該当すること
 - 一 利用者の求めに応じて、その調査研究用に、公表されている著作物の一部分(発行後相当期間が経過した定期刊行物に掲載されている著作物はその全部も可)を、一人につき一部提供する場合
 - 二 図書館資料の保存のために必要がある場合
 - 三 他の図書館の求めに応じ、絶版等により一般に入手することが困難な図書館資料のコピーを提供する場合

ア 公共図書館等におけるコピーサービスの要件

- ① 政令で定める図書館(小・中・高の学校図書館は不可)
- ② 営利を目的としない事業(実費の徴収は可)
- ③ 複製主体は図書館
- ④ その図書館の資料を用いる(図書館の保管資料が対象。利用者の持込資料、オンラインジャーナル、ホームページは不可)
- ⑤ 利用者の求めに応じた複製
- ⑥ 利用者の調査研究用であること
(鑑賞目的は不可。営利企業でも調査研究目的ならば可)
- ⑦ 複写対象は公表された著作物であること
- ⑧ 著作物の一部分(発行後相当期間が経過した定期刊行物に掲載されている著作物はその全部も可)であること
(「一部分」とは少なくとも半分を超えないものを意味する。
「相当期間を経過」したとは通常の販売経路において入手することができない状況(原則として、次号が発行された場合や発行後3ヶ月以上経過した場合)を指す)
- ⑨ 一人につき一部提供するための複製であること

〈注〉

○ コピーサービス時の写り込み

分量の少ない著作物（短歌、辞典の1項目等）をコピーサービスする際、一部分（複写対象）以外の部分が複写される（写り込まれる）場合がある。

そのため、権利者団体と図書館団体が協議し、同一紙面（原則1頁）であれば、写り込みは容認することとされている。

- ・ 楽譜、地図、写真集・画集、雑誌の最新号は対象外（詳細は日図協等のガイドライン（18.1.1）やQ&A参照）

○ 複製物の送信

複製物の利用者への譲渡はできる（第47条の10）が、公衆送信は不可。したがって、複製物の郵送はできるが、ファクシミリサービスは不可

イ 保存のための複製について(第1項第2号)

欠損・汚損部分の補完、損傷しやすい古書・稀覯本の保存などのためであれば複製できるが、図書を一冊購入して、貸出・閲覧用に複製物を作成することは不可(複数買えばよい)。

なお、記録技術・媒体の旧式化により事実上閲覧が不可能となる場合、新しい媒体への移替えのために複製を行うことも含まれると解されている。

ウ 他館の求めに応じた複製について(第1項第3号)

絶版等により一般に入手することが困難な資料(絶版等資料)を他の図書館等に提供するための複製を認めるものであり、単に当該資料の価格が高価であるとか、その入手に長期間を要することなどは、複製を認める理由とはならない

○国立国会図書館における所蔵資料の電子化(第2項)

国立国会図書館は、図書館資料の滅失、損傷、汚損を避けるために、必要と認められる限度で、所蔵資料を電子化することができる。

○国立国会図書館による絶版等資料の送信等(第3項)

国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、政令で定める図書館において公衆に提供することを目的とする場合には、第2項の規定により電子化された著作物を自動公衆送信することができる。

図書館においては、利用者の求めに応じ、送信された著作物を複製して提供することができる

注：図書館における複製の条件はコピーサービスと同様

国立国会図書館の承認を受けた図書館でのみ利用可

○国立国会図書館におけるインターネット資料及びオンライン資料の収集のための複製(第42条の4)

国立国会図書館は国立国会図書館法に規定されるインターネット資料及びオンライン資料を収集のために複製することができる。また、同法の規定に基づき同館にインターネット資料又はオンライン資料を提供するために必要な場合は著作物を複製することができる。

(2) 営利を目的としない上演等 (第38条)

ア 営利を目的としない上演・演奏・上映・口述 (第1項)

非営利・無料・無報酬の上演、演奏、上映、口述を認めるもの

【条件】

- ① 既に公表された著作物であること
- ② 営利を目的としないこと
- ③ 聴衆・観衆から鑑賞のための料金等を取らないこと
- ④ 演奏したり、演じたりする者に報酬が支払われないこと
- ⑤ 慣行があるときは「出所の明示」をすること

イ 非営利・無料の映画以外の貸与(第4項)

映画以外の著作物の非営利・無料の貸与を認めるもの

【条件】

- ① 既に公表された著作物であること
- ② 営利を目的としていないこと
- ③ 貸与を受ける者から料金を受けないこと

注 映画の著作物は対象外(雑誌附録のCD-ROMの場合、その中に映画の著作物が含まれていれば貸与できない)

図書館の個人ブースで視聴するためのDVDの貸し出しは、貸与ではなく、図書館による上映と解されている

(3) 教育機関における複製 (第35条第1項)

授業の教材として使用するための複製を認めるもの

【条件】

- ① 営利を目的としない教育機関であること
(学校だけでなく、図書館・公民館等の社会教育施設も対象となる)
- ② 授業担当教員又はその授業を受ける者が複製すること
- ③ 本人の授業で使用すること④ 授業で必要とする限度内であること
- ⑤ 既に公表された著作物であること
- ⑥ 著作物の種類・用途、複製の部数・態様に照らし著作権者の利益を不当に害さないこと
(「権利者の利益を不当に害する」か否かは、著作物利用市場と衝突するかどうかにより判断する)
- ⑦ 慣行があるときは「出所の明示」をすること

(4) 引用 (第32条第1項)

著作物を引用して利用することを認めるもの

【条件】

- ①既に公表された著作物であること
- ②「公正な慣行」に合致していること
世の中で実態的に行われており、社会感覚として妥当と認められるものであること(引用部分が明瞭に区別できることが必要)
- ③報道、批評、研究などの引用の目的上「正当な範囲内」であること
主従関係(自らの著作物が「主」で、引用される他人の著作物が「従」であること)が必要。また、不必要なものまで使うことはできない
- ④「出所の明示」をすること

(5) 私的使用のための複製(30条)

個人的に仕事以外の目的で使うための複製を認めるもの

【条件】

- ①個人的に又は家庭内その他これに準じる限られた範囲内で、
使用することを目的とすること
- ②使用する本人が複製すること
- ③以下のいずれにも該当しないこと
 - ・公衆の使用を目的に設置してある自動複製機器(文献複写用の機器は除く)を用いて複製する場合
 - ・コピー・プロテクションなどの技術的保護手段の回避により可能となった複製を、そのことを知りながら行う場合
 - ・違法の自動公衆送信と知りつつ、それを受信してデジタル方式で録音・録画する場合

4. その他

(1) 他人の著作物を利用する方法

①利用の許諾

他人の著作物を利用する場合は、許諾を得るのが原則。
許諾を得た者は、許諾に係る利用方法・条件の範囲内で著作物を利用することができる

②著作権を譲り受ける

著作権(財産権)は譲渡可能な権利であり、権利を譲り受け、自ら権利者として利用することもできる

③文化庁長官の裁定を受ける

相当な努力をしても権利者と連絡がつかない場合などは、文化庁長官の裁定により利用することもできる(特殊な場合)

(2) 著作権が侵害された場合の対抗措置

